(二) (一)による要請を受けた者（以下「業務支援員」という。）を使用している者は、当該業務支援員が当該要請に応じて(一)の業務又は助言を行うことができるための配慮をするよう努めなければならないものとした。（第二一条第二項関係）

(三) 業務支援員（一般職の地方公務員として(一)の業務又は助言を行う者を除く。以下この(三)において同じ。）は、(一)による要請に応じて行った助言に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとした。業務支援員でなくなった後においても、同様とするものとした。（第二一条第三項関係）

(四) 国及び保健所を設置する地方公共団体は、(一)の者に対し、研修の機会の提供その他の必要な支援を行うものとした。（第二二条関係）

(五) 国は、(一)の者の確保及び資質の向上並びに業務支援員が行う業務又は助言が円滑に実施されるように、保健所を設置する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとした。（第二三条関係）

3 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置

(一) 保健所を設置する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの等の業務を行うため、必要な体制の整備、他の保健所を設置する地方公共団体との連携の確保その他の措置を講ずるものとした。（第二六条関係）

(二) 国は、(一)の措置が円滑に実施されるように、保健所を設置する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとした。（第二七条関係）

三 予防接種法の一部改正関係

1 臨時の予防接種の見直し

厚生労働大臣は、A類疾病のうち当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとした。（第六条第三項関係）

2 電子対象者確認

市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等（定期の予防接種又は臨時の予防接種をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、電子対象者確認（個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書の提供を受ける等の方法により、当該定期の予防接種等の対象者であることを確認することをいう。）の方法により、当該定期の予防接種等を受けようとする者が当該定期の予防接種等の対象者であることの確認を行うことができるものとした。（第六条の二関係）

3 予防接種済証

市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者に対して、予防接種済証を交付し、又はその内容を記録した電磁的記録を提供しなければならないものとした。（第七条の二関係）

4 予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力義務に関する規定の適用除外

臨時の予防接種については、予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力義務に関する規定は、その対象とする疾病のまん延の状況並びに当該疾病に係る予防接種の有効性及び安全性等に関する情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができるものとした。（第九条の二関係）

5 予防接種に関する記録

市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行ったときは、遅滞なく、当該定期の予防接種等に関する記録を作成し、保存しなければならないものとした。（第九条の三関係）

6 資料の提供等

市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は病院若しくは診療所の開設者、医師その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができるものとした。（第九条の四関係）

7 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する調査等

厚生労働大臣は、定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとし、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者に対し、当該調査及び研究の実施に必要な情報を提供するよう求めることができるものとした。（第一三条関係）

8 匿名予防接種等関連情報の利用又は提供等

(一) 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名予防接種等関連情報（予防接種等関連情報（7により提供された情報等をいう。）に係る特定の定期の予防接種等の対象者その他の者を識別すること及びその作成に用いる予防接種等関連情報を復元することができないようにするために定める基準に従い加工した予防接種等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は次に掲げる者であって、匿名予防接種等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ次に定めるものを行うものに提供することができるものとした。（第二四条第一項関係）

(1) 国の他の行政機関及び地方公共団体
適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

(2) 大学その他の研究機関　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

(3) 民間事業者その他の者　医療分野の研究開発に資する分析その他の業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

(二) 厚生労働大臣は、(一)による利用又は提供を行う場合には、当該匿名予防接種等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律に規定する匿名医療保険等関連情報等と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができるものとした。（第二四条第二項関係）

(三) (一)により匿名予防接種等関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名予防接種等関連情報利用者」という。）は、匿名予防接種等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名予防接種等関連情報について、他の情報との照合等をしてはならないものとした。（第二五条関係）

(四) 匿名予防接種等関連情報利用者は、提供を受けた匿名予防接種等関連情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名予防接種等関連情報を消去しなければならないものとした。（第二六条関係）

(五) 匿名予防接種等関連情報利用者は、匿名予防接種等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名予防接種等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして定める措置を講じなければならないものとした。（第二七条関係）

(六) 匿名予防接種等関連情報利用者又は匿名予防接種等関連情報利用者であった者は、匿名予防接種等関連情報の利用に関して知り得た匿名予防接種等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとした。（第二八条関係）

(七) 厚生労働大臣は、匿名予防接種等関連情報利用者に対し報告等を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、物件を検査させることができるものとした。（第二九条関係）

(八) 厚生労働大臣は、匿名予防接種等関連情報利用者が(三)から(六)までに違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとした。（第三〇条関係）

(九) 支払基金等への委託、手数料、対象者番号等の利用制限その他の規定の整備を行うこととした。（第三一条～第四六条、第五四条、第五五条及び第五七条関係）